

壬生町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）の説明書

1 条例制定の目的と対象（第1条・第2条）

町内における太陽光発電設備の設置、維持管理及び撤去に関し必要な事項を定めることにより、事業区域とその周辺地域での災害防止、良好な景観形成、生活環境保全、町民の安全安心の確保を目指します。

対象は、建築物に設置されるものを除く太陽光発電設備です。

2 町と事業者の責務（第3条・第4条）

(1) **町の責務** 本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。

(2) 事業者の責務

- ① 関連法令等の遵守、環境保全、災害防止、景観形成への配慮
- ② 地元関係者との良好な関係維持
- ③ 事故発生時や苦情・紛争発生時における迅速な対応と解決
- ④ 災害時や廃止後の措置に充てる費用の計画的積立て
- ⑤ 事業廃止後の原状回復
- ⑥ 事業区域の境界の明確化

3 条例の適用範囲と設置抑制区域（第5条・第6条）

(1) **対象設備** 発電出力 10 キロワット以上の発電設備。発電出力 50 キロワット未満の場合は、一部規定が適用されません。ただし、実質的に同一事業者が分割して設置する場合や、既存設備変更により総発電出力が 50 キロワット以上となる場合は合算して適用されます。

(2) **適用除外** 国や地方公共団体の事業は対象外です。

(3) **設置抑制区域** 町長が指定する「設置抑制区域」での事業には全面的に適用されません。

4 事業着手前の手続き（第7～10条）

(1) **事前協議** 事業着手前に町長との事前協議を義務付けています。

(2) **地元説明会** 事業区域の境界から 300 メートル以内に居住者がいる場合、地元関係者への説明会開催を義務付けています。説明会開催前に町長と自治会長への事前報告が必要です。

(3) **着手届出** 事業着手の 60 日前までに町長へ届出を行い、協議をしなければなりません。協議終了後、町長からの通知を受けて事業に着手できます。

※発電出力 50 キロワット未満の場合は、上記の手続きは不要

5 事業実施中・完了後の手続き（第11～15条）

- (1) **事業中** 事業者は発電設備の適正な設置及び維持管理に努めるものとします。
- (2) **完了届出** 発電設備設置完了後には町長への届出が必要です。町長は状況確認を行います。
- (3) **変更・廃止届出** 発電事業の変更や廃止の場合も町長への届出が必要です。
- (4) **廃止時の措置** 廃止時には発電設備の速やかな撤去と適正な処分、完了報告を求めます。
- (5) **地位承継** 事業者の地位を承継した場合も届出が必要です。

※発電出力 50 キロワット未満の場合は、上記の(2)～(5)の手続きは不要

6 町長による指導・監督（第16～19条）

- (1) **報告徴収・立入調査** 町長は、本条例の施行に必要な範囲で事業者に対し報告や資料提出を求めたり、立入調査を行ったりすることができます。
- (2) **勧告・公表** 本条例に違反した事業者や、指導・助言に従わない事業者に対しては、町長は期限を定めて勧告を行うことができます。勧告に従わない場合は、その事実を公表できる規定も設けられています。公表に際しては、事前に事業者へ通知し、意見陳述の機会が与えられます。

※発電出力 50 キロワット未満の場合は、一部除外

7 施行日と経過措置（附則）

本条例は公布の日から施行されます。施行日前に工事に着手している事業や、現に実施中の発電事業については一部規定が適用されません。ただし、当該設置の日以後 180 日以内に既存設備変更等により総発電出力が 50 キロワット以上となる場合は、本条例が適用されます。

8 今後のスケジュール

- (1) 令和8年 6月中 パブリック・コメント
- (2) 令和8年 9月 上旬 議会上程
- (3) 令和8年 9月 下旬 条例公布・施行